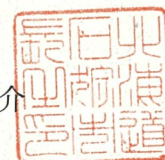


石子家第 445 号
令和元年 6 月 12 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 田岡 克介



平成 31 年度「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」事業実施に伴う
児童扶養手当データの利用及び提供について

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」は令和元年 10 月から消費税率が引き上げとなることから、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して臨時・特別の措置として給付金を支給するものです。

本給付金の給付にあたっては、児童扶養手当の現況届提出の際に、対象者が申請を行うことを原則とするが、給付対象者の申請漏れを防ぐために、あらかじめ給付対象者リストを作成したうえで、給付条件に該当する方に対して事前に案内状を送付し、児童扶養手当現況届提出時に直接窓口で申請書を記載していただくことが効率的かつ申請者への利便性に効果的であると考えております。

このことから、本給付事務の実施にあたり、給付対象者を抽出するためには児童扶養手当データの利用が必要であり、児童扶養手当データの目的外利用及び提供に関して、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容（児童扶養手当情報）
別紙

(保健福祉部子ども家庭課)

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容（児童扶養手当情報）

① 対象者

児童扶養手当受給者

② 情報内容

児童扶養手当情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号
2	証書番号	
3	氏名	
4	住所	
5	生年月日	
6	事由	離婚・未婚・死別等
7	児童扶養手当振込口座	金融機関情報、支店情報、口座番号
8	電話番号	固定電話・携帯電話